

平成

二十年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)

平成二十年六月二十七日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成二十年六月二十七日 午前十時開議

第一 報第 十四号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市税条例等の一部改正)

議第三十七号 和解及び損害賠償額の決定について

議第三十八号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正について

議第四十六号 五條市辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議第五十一号 平成二十年度五條市一般会計補正予算(第一号)議定について

第二 報第 十五号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市国民健康保険税条例の一部改正)

議第三十九号 五條市簡易水道設置条例の一部改正について

第三 議第四十三号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定について

議第四十四号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定について

議第四十五号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について

議第四十七号 市道路線の認定について

議第四十八号 市道路線の認定について

議第四十九号 市道路線の変更について

議第 五十号 市道路線の廃止について

追加日程(第五号)

第一 緊急質問(太田好紀議員の一般質問に対する消防長の発言について)

追加日程(第六号)

第一 同第 四号 五條市教育委員会委員の任命について

追加日程(第七号)

第一 同第 五号 五條市教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
北山	西尾	峯林	山田	山田	益田	池上	藤富	川村	太田	西本
和彦	彦宏	宏澄	澄由	由吉	吉輝	輝美	美家	家好	好幸	幸洋
生和	和政	政雄	雄己	己博	博雄	雄子	子廣	廣紀	紀洋	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	吉野
副市長	榮林
教育長職務代行者	田瀬
市長公室長	岡本
総務部長	田中
都市整備部長	阪ノ上
生活産業部長	林上
健康福祉部長	山下
	正勝
	正勝
	武則
	衛人
	夫美
	夫美

十二番	山本	久
十三番	花谷	昭
十四番	佐久間	正
十五番	寺本	保
十六番	櫻塚	凱
十七番	黄木	英
十八番	土井	康
十九番	榮林	末
二十番	大谷	龍
二十一番	田原	清
	孝	雄
	次	嗣
	夫	一
	英	己
	典	和

事務局職員出席者

上下水道部長	辻本 衡司
消防長	鶴田 剛
社会福祉協議会事務局長	清水 勝
会計管理者	櫻本 泰司
西吉野支所長	岸本 悟
大塔支所長	土井 祥嗣
監理管財課長	海老原 保
企画財政課長	水脇 正雄
秘書課長	下村 洋次
庶務課長	上田 卓司
事務局長	森本 博文
事務局次長	乾 旬
事務局係長	西峯 久美
事務局主任	笹谷 豊美
速記者	柳ヶ瀬 五美

午前十時五十四分再開

○議長（西尾彦和）ただいまから、去る二十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）日程第一、報第十四号、議第三十七号、議第三十八号、議第四十六号及び議第五十一号を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会土井康嗣委員長。

〔総務文教常任委員長 土井康嗣登壇〕

○総務文教常任委員長（土井康嗣）ただいま議題となりました報第十四号、議第三十七号、議第三十八号、議第四十六号及び議第五十一号の五議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る二十日の本会議において当委員会に付託され、二十三日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

始めに、報第十四号 五條市条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、平成二十年度の市税の課税に急を要したため専決処分をしたもので、主な改正内容としては、個人住民税における寄附金税制に関し、現行の所得控除方式から税額控除方式に変更し、控除対象限度額を総所得金額等の二五パーセントから三〇パーセントに引上げ、適用下限額を一万円から五千円に引き下げることなど。また、個人住民税における金融証券税制に関し、上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率の廃止及び損益通算範囲を拡大することなど。さらに、個人住民税に關し、公的年金からの特別徴収制度の導入や住宅税制に關し、省エネ改修工事を行った場合の固定資産税減額措置の創設と半島振興法の改正に伴う所要の改正などありますが、委員から、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の対象者について質疑があり、「六十五歳以上で年額百二十万円以上の年金所得のある個人住民税が課税される方で、本市においては、一千三百五十人程度が対象となり、平成二十一年度十月支給分から実施される。」等の答弁とともにふるさと納税制度の内容と啓発方法などについて説明があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、承認すべきものと決定いたしました。一名の委員が態度を保留いたしました。

次に、議第三十七号 和解及び損害賠償額の決定につきましては、平成十八年八月の固定資産税不当利得返還請求訴訟に關し、奈良地方裁判所から

の和解勧告に従い、解決金として十二万二千二百一円を支払うこと。また、本市が奈良地方務局五條支局に供託した金員は原告が還付請求し、本市はこれを承諾することなどの和解条項で正式に和解をしようとするもので、委員から、鶏舎に対する課税などについて質疑があり、「本市においては、鶏舎に対する課税は過去においても現在もないところであるが、本物件については課税をしていたものである。また、原告が還付請求する供託金は、鶏舎が平成十年の台風により倒壊し、平成十六年度に税法上可能な五年間について、家屋の課税取消しと土地の減額更正により生じたものである。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十八号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正につきましては、集中改革プランに基づく職員定数適正化の早期実現を図るため、職員の退職手当の特例に係る適用範囲を現行の五十八歳以上五十九歳以下から五十五歳以上五十九歳以下に改め、退職日現在の給料月額に対する加算率を五十七歳は一〇〇分の四〇、五十六歳は一〇〇分の四五、五十五歳は一〇〇分の五〇とするもので、委員から、「昨年度に導入されたばかりの本制度について、その功罪を見極めて結果検証をする間もなく、五十五歳まで対象年齢を引き下げるのは余りにも拙速すぎるものであり、強制的ではないにしても職員の士気にも影響すると思われるので再考を願いたい。」とただしたのに対し、「子や孫のために借金をできるだけ少なくして、市の未来のために頑張っていかなければならないと考えた上での苦しい決断である。また、本制度で働く意欲がなくなるといのは、私にとってはサポータージュであると判断するものである。市の財政状況からも本制度の導入は遅きに失したものであると考えているところで、市民のために提案している。」との答弁がありました。また、委員からは、「サポータージュとの答弁には認識の違いがある。制度自体に理解はできても、やや性急すぎる感がある。」との意見がありました。また、平成十九年度末退職者の退職内容等についての説明がありました。委員から、「事実、本制度により追い込まれた感がしたという話もあり、結果的に優秀な人材が失われるということが考えられ、財政的にはプラスに働く面があっても、一方においては市の損失ということが考えられるので、臨時職員等を含めた全体を視野に入れた中での人件費等の削減を図っていくと同時に、歳入確保の検討も必要である。本議案に理解はできても納得しがたいところであり、まず、市長自らが身をもって範を示すべきである。」などの反対意見が相次ぎ、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十六号 五條市辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、平成十九年度末で五年間の整備計画が終了した阪合部新田辺地のうち、市道火打大平線の道路整備を平成二十四年度までの五年の年次計画で辺地対策事業債を充当して整備しようとするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十一号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、固定資産税の課税に関する不当利得返還請求訴訟に係

る和解金十二万三千円並びに寄贈を受けた救急車両のぎ装改修委託料、高度救急用資機材及び通信機材購入費等一千四百四十二万三千円の総額一千五百十四万六千円を増額し、その財源を前年度繰越金で賄うもので、委員から、救急車両に係る費用等について質疑があり、「日本損害保険協会から寄贈を受けた救急車両一台の改修費用であるが、平成十七年度に購入した車両の本体購入費は約一千五百万円、ぎ装費等で約一千四百万円であった。高規格救急車の現有四台のうち、老朽化した一台と入れ替えるものである。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る二十日に行いました議案審議において既に終了いたしました。おります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、太田好紀議員の発言を許します。二番太田好紀議員。

〔二番 太田好紀登壇〕

○二番（太田好紀）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、私からは、ただいま委員長報告にありました、報第十四号、議第三十七号、議第三十八号、議第四十六号及び議第五十一号の五議案のうち、議第三十八号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正について、私の意見を述べさせていただきます。

ただいま委員長報告がありましたように、総務文教常任委員会における本議案の審査の結果は、否決するべきものとの判断であるとの報告がありました。その報告の中で、委員各位から出された意見、また、それに対する理事者側からの答弁が報告されたわけですが、私は、本議案については、違う観点から以下のとおりと考えております。

「職員の退職手当の特例に関する条例」は、五條市が策定した集中改革プランに基づく、平成十九年度から五年間で職員数を六十五名削減するという目標の早期実現に向け、昨年の六月定例会に上程され、可決されたものであります。

その際、「この制度の適用により、退職するかしないかを本人が選ぶことができるのか。」との質疑があり、市長公室長からは、「あくまでも本人の自由である。」との答弁がありました。

また、市長からは、「五條市の財政を考えると、三万七千の人口に対して約六百人近い職員、少ない数字ではなく、思い切ったことをしなければならぬが、私としては、できるだけ民主的な形の中で、本人が了解できるような形でやっていきたいと思っている。」との内容の答弁でありました。

私は、理事者側がそのような内容で運用していくのであれば、個々の職員が、それぞれの事情に応じてうまく活用していければ、それはそれで良い制度であると思いましたが、しかし、この一年間の実際の運用をみてみますとそのようになっていないと思われるところが多々あります。

先日の、市長公室長からの今議会における一部改正の提案理由の説明は、「現下の厳しい財政状況にかんがみ、集中改革プランに基づく職員定数の適正化目標を早期に達成し、歳出に占める人件費を一段と抑制することは本市における喫緊の課題である。このことから、昨年度、職員の退職手当の特例に関する条例を制定し、五十九歳並びに五十八歳での退職者に適用したところであるが、本年度において、現行の規定を一部見直し、対象範囲を広げた上、さらなる勧奨退職者を募るものである。」というものでありました。

また、委員長報告にもありましたが、総務文教常任委員会における市長の答弁に至っては、全く理解できるものではありませんでした。

この勧奨制度導入により、危機感や不安を感じ、職員の士気にも影響するのではないかと質問した委員の質問に対し、「そういうことはサボタージュである」と、まさに一刀両断のもとに切り捨てられました。

職員も労働者です。確かに、地方公務員法第三十条では、「職員は、全体の奉仕者である。」となってはおりますが、決してボランティアではない、それぞれに家族があり、生活がかかっているのです。

先の一般質問でも申しましたが、この改正により、勧奨の対象となる管理職は五十三人にも及びます。

私は、職員が辞めやすいように、人生八十年の時代でもあり、職員が自分自身の残りの人生のプランを立てるときの一助となるように、この改正が少しでもそうなるように、この制度を運用するのであれば、それに対して反対するものではなく、決してありません。

私は、その条例そのものに反対しているのではなく、むしろ、うまく運用していければ、職員には納得していただける制度ではないかとさえ考えております。

しかしながら、この議案の上程理由、また、先の私の一般質問における理事者側の答弁内容を考えますと、その運用方法に大変危ういものであり、

よって、到底納得できるものではありません。

市長は、サボタージュなどという発言、発想ではなく、いかにして、職員の能力を市民のために最大限に発揮させることができるのかを議論し、行動に移すべきであると考えます。

以上、申し上げました理由により、ただいま審査に付されております五議案のうち、議第三十八号については、議案そのものに反対するものではなく、それを運用する理事者側の姿勢に強く懸念するものであり、この条例の一部改正が、この時期に、可決・成立することに懸念を抱いている立場から、本案についてのみ、賛成することはできません。

運用する理事者側には、その姿勢について強く再考を促し、私の意見といたします。

○議長（西尾彦和）以上で討論を終結いたします。

これより本案を議案ごとに採決いたします。

初めに、報第十四号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）を起立により採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、承認であります。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって、報第十四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）は原案のとおり承認されました。

○議長（西尾彦和）次に議第三十七号 和解及び損害賠償額の決定についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（西尾彦和）次に議第三十八号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。
本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、否決であります。
お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。

よって、議第三十八号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正については、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第四十六号 五條市辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。
本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第五十一号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。
本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。本議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第二、報第十五号及び議第三十九号を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生常任委員会榎塚凱一委員長。

〔厚生常任委員長 榎塚凱一登壇〕

○厚生常任委員長（樫塚凱一）ただいま議題となりました報第十五号及び議第三十九号の二議案につきまして、厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る二十日の本会議において当委員会に付託され、二十三日午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

始めに、報第十五号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、平成二十年度の国民健康保険税の課税に急を要したため専決処分をしたもので、主な改正内容としては、基礎課税額及び介護納付金課税額による課税に新たに後期高齢者支援金等課税額を追加し、基礎課税額の限度額を五十二万円から四十二万円に引下げるとともに、後期高齢者支援金等課税額の限度額を十二万円に定めること、また、前期高齢者の保険税を原則として年金からの特別徴収とすること、さらに、低所得者に対する軽減措置を七割、五割、二割の軽減率に改めることなど、当局の説明により了承した次第であります。委員から、国民健康保険制度と後期高齢者医療制度との保険料における関係などについて質疑があり、「後期高齢者医療制度そのものは、高齢者の医療費が増加していることや団塊の世代が控えていることなどに対応するための制度改正であると考えているが、厚生労働省は、後期高齢者医療制度において低所得者は保険料が安くなるなどの説明であったが、実際は高くなった人が多いとの調査結果であった。国民健康保険の課税方法が都市部と地方では資産割で異なる部分があったり、潤沢な市町村においては、国民健康保険税に独自で軽減措置を講じていた部分がなくなったことなどが挙げられる。」等の答弁がありました。

次に、議第三十九号 五條市簡易水道設置条例の一部改正につきましては、白銀北地区統合簡易水道整備事業で新設された区域を編入するもので、第八給水区域及び第十給水区域の西吉野町平沼田の一部地区を第二十八給水区域の西吉野町平沼田地区に統合しようとするもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって承認、可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、水道事業に関する今後の計画内容と現在までの進ちよく状況などについて説明があり、委員から、料金改定の見込みや老朽化の対応などについての質疑に対し、「平成九年に料金改定を実施し、現在、県下十二市では上から八番目の低料金であるが、他市の動向などを見極めながら検討してまいりたい。また、昭和六十年から始まった公共下水道工事に伴い、旧市街地に埋設の老朽管・石綿管については更新しているが、下水道工事が施工されていない部分の約二、六〇〇メートルについては残存している。」との答弁がありました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）ただいまの厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま、厚生常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認並びに可決されました。

（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）議長、後でこのようなことを申し上げるは大変悪いのですけれども、先ほど総務文教常任委員長報告の後、採決していただきましたけれども、議第三十八号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正についての採決のときに、議長の表現が委員会では否決されましたと、この委員会の否決に賛成の方は起立してくださいと、私はこういうふうに聞いたものですから起立させてもらったのですけれども、原案ですか。それでは、態度をとってしまったからですからけれども、ちよつと私の聞き間違いというミスがありましたけれども、原案につきましては反対でございますので、ちよつと後から悪いのですけれども表明させていただきたいと思えます。

○議長（西尾彦和）はい。

次に日程第三、議第四十三号から議第四十五号及び議第四十七号から議第五十号までの七議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、建設経済常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。建設経済常任委員会西本幸洋委員長。

〔建設経済常任委員長 西本幸洋登壇〕

○建設経済常任委員長（西本幸洋）おはようございます。

ただいま議題となりました議第四十三号、議第四十四号、議第四十五号、議第四十七号、議第四十八号、議第四十九号及び議第五十号の七議案につきまして、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る二十日の本会議において当委員会に付託され、二十四日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

始めに、議第四十三号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定につきましては、施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行されたことを受け、指定管理者の適正かつ公正な選定等を行うため、外部からの八名の委員により設置された指定管理者選定委員会から候補者として報告のありました株式会社ランドスケープキーパーズに、本年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間、五條市五万人の森公園の指定管理者として指定するものであります。また、議第四十四号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定及び議第四十五号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきましても、指定管理者選定委員会から候補者として報告のありました株式会社ランドスケープキーパーズに、本年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局から詳細な説明がりましたが、委員から、本会議において議案審査のための資料要求により提出された指定管理者募集要項、選定審査基準、審査集計表等の資料に基づき、本制度の目的、応募の範囲などについて質疑があり、「本制度の導入の目的は、管理経費の削減とサービス向上が大きな二点であり、応募資格としては、五條市内に事務所を置くものなど地元業者の育成にも配慮し、広く応募ができるようになっていく。」との答弁がありました。委員からは、「一社一施設の分散型で募集すべきであったこと。大きな目的の一つである最小の経費に対する配点基準が低すぎる上に、管理料が最低の応募者が候補者になっていないこと。指定期間が二年六箇月と長いことなどをただしたのに対し、「一社一施設とする協議も行ったが、結果的に複数施設になった場合には経費削減につながると考えた。市が支払う管理料は、提案額を基準に、予算の範囲内で市と指定管理者が協議して定めるものとしており、既に提案の段階において平成十九年度の管理費決算額の二五パーセントを削減している。期間については、設備投資の関係で通常は三年から五年と聞き及んでいる。」との答弁がありました。

また、平成十九年度施設管理料の決算額及び指定管理者としての指定基準の確認とともに委員会軽視の傾向にある理事者側の対応に忠告がありました。

以上のとおり、慎重審査を経て採決を行った結果、議第四十三号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定について、議第四十四号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定について及び議第四十五号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定についての三議案につきましては、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十七号 市道路線の認定につきましては、市道新町九号線の道路延長八八・三メートル、幅員六・〇から八・一メートルを生活用道路に必要なため市道として認定するもので、委員から、地権者との合意等について質疑があり、「現在、地権者との合意はなく、従来から地元要望書の押印の確認はしていない。」との答弁がありました。委員からは、無責任な対応についての厳重な意見等があり、本案につきましては、慎重審査の結果、閉会中の継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、議第四十八号 市道路線の認定につきましては、二見三五号線の道路延長八三・二メートル、幅員四・〇メートルを生活用道路に必要なため市道として認定するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十九号 市道路線の変更につきましては、生活環境の改善を行うため、市道二見五号線を道路延長一・一一五・六メートルを一・三〇〇・六メートルに、幅員三・五から七・九メートルを三・五から一六・〇メートルに変更するもので、委員から賛意を表する意見がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十号 市道路線の廃止につきましては、生活用道路として活用していた市道滝七号線が、市道としての機能がなく地元自治会から廃道の要望もあったため、市道の維持管理費軽減の観点から道路延長三七・九メートルを廃止するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、国道二四号拡幅整備計画の進ちよく状況と今後の計画について、関係資料を基に詳細な報告を受けた次第です。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）ただいまの建設経済常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、北山和生議員の発言を許します。十一番北山和生議員。

〔十一番 北山和生登壇〕

○十一番（北山和生） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私からは、ただいま審査に付されました議第四十三号、議第四十四号、議第四十五号の三議案につきまして、賛成の立場から一括して討論いたします。

指定管理者制度導入については、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る。」ことを目的に、平成十五年九月から導入された制度であります。

昨年の十二月定例会において、五万人の森公園、上野公園、阿田峯公園はそれぞれ指定管理者制度を導入し管理していくことが議決され、担当課においてその準備が進められてきたところであります。

その際、私から理事者側に提案いたしておりました、議会の建設経済常任委員会に対して募集要項や審査基準など、それぞれ決定前に途中の経過報告がなかったことは非常に残念ではありますが、本市における指定管理者制度の本格的な導入となるこの三つの施設については、公募の際に市の広報紙及びインターネット等で広く情報提供されており、入札方式とは異なり登録制はとらないため、原則的などの事業者でも応募は可能であること。選定についてはプロポーザル方式を取り入れていること。指定管理者選定委員は、住民代表である自治連合会長や弁護士や学識経験者などといった八人の委員で構成されていること。

また、指定管理者選定委員会の概要につきましても、委員会の開催状況、申請団体名、審査集計表を含む審査結果などがインターネットで公開されていること。これらのことから、私は、選定の透明性や公平性は確保できているものと認識しております。

何よりも、指定管理者制度を導入することによる最大の効果は経費削減であり、このことについては現在までで一番安価であった平成十九年度決算額からさらに二五パーセント削減した金額を上限としており、かなりの経費削減が図られております。

さらに、この制度を導入する効果は単に管理費の削減だけを期待するものではなく、施設を有意義に利用する独自の企画の提案や市民の視点や時代に沿った安全・安心な管理方法かどうか、また、申請団体に特徴を持った管理が期待できるのかどうかなど、費用以上の効果を見込めるのかということも大事な要素であり、それらを偏りなく配点し、候補者の選定を行っていたことなどから、本市の行政経営に資するところは大きいと考

えます。

選定委員の皆様には、公平な立場で熟慮の上に熟慮を重ねて選定作業をしていただいたことに対し、改めて心から敬意を表するものであります。議会といたしましたも、今後の運営については、より大きな効果をもたらされるよう注視してまいりたいと考えております。

以上、申し上げました理由により、ただいま審査に付されております三議案につきましてはいずれも賛成するものであります。議員各位におかれましては何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。〔「六番」の声あり〕

○議長（西尾彦和） 六番益田吉博議員。

〔六番 益田吉博登壇〕

○六番（益田吉博） ただいま審査に付されております議第四十三号、議第四十四号、議第四十五号の三議案につきまして、反対をさせていただきます。思います。

この三議案につきましては、先ほど西本建設経済常任委員長から報告がありましたように、委員会では否決となっております。私といたしましては、各委員さんの御意見を尊重するべきとして、反対させていただきたいと思っております。

なお、指定管理者制度そのものに対しては、私も委員会も、何も反対しておりませんので、付け加えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西尾彦和） 以上で討論を終結いたします。これより本案を議案ことに採決いたします。

初めに、議第四十三号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本議案に対する建設経済常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和） 起立少数であります。

よって、議第四十三号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定については、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第四十四号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。
本議案に対する建設経済常任委員会委員長の報告は、否決であります。
お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。

よって、議第四十四号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定につきましては、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第四十五号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本議案に対する建設経済常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。

よって、議第四十五号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定については、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第四十七号 市道路線の認定について、市道新町九号線は、建設経済常任委員会委員長から、会議規則第一百四条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が議長に提出されております。

この際、お諮りいたします。

議第四十七号 市道路線の認定について、市道新町九号線は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって、議第四十七号 市道路線の認定については、市道新町九号線は、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（西尾彦和）次に議第四十八号 市道路線の認定について、市道二見三五号線を採決いたします。

本議案に対する建設経済常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第四十九号 市道路線の変更について、市道二見五号線を起立により採決いたします。

議案に対する建設経済常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。

よって、議第四十九号 市道路線の変更について、市道二見五号線は、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に議第五十号 市道路線の廃止について、市道滝七号線を採決いたします。

本議案に対する建設経済常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

（「十六番」の声あり）

○議長（西尾彦和）十六番榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一）動議を提出いたします。

平成二十年六月二十五日、午後五時から柿の葉ずしヤマト夢宗庵において開催された五條市消友会総会における太田議員の一般質問に対する消防長の発言について、緊急質問をしたいので、同意の上、日程に追加し、発言を許可されることを望みます。

○議長（西尾彦和）ただいまの榎塚議員からの動議に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

本件の動議を認めます。（「十六番」の声あり）榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一）議長から発言の許可をいただきましたので、私から御説明を申し上げます。

先ほど申しましたように、平成二十年六月二十五日、午後五時から柿の葉ずしヤマト夢宗庵において第十五回五條市消友会総会及び懇親会が開催され、私もその場に出席しておりました。総会の冒頭、消防長のあいさつの中で、「今議会における太田議員の」と名指しした上で、「太田議員の一般質問により、私のことが報道等で非難されているが、私は太田議員に雇われたわけではなく、いろいろなことを言われることはない。吉野市長に選ばれたのである。」というような発言がありました。

このような公式の場において、名指しで一般質問の内容を、しかも正確な内容でもなく発言されたということは、議会における議員の発言を制限することにもつながるものであります。

よってこの際、鶴田消防長から真意を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（西尾彦和）鶴田消防長。

○消防長（鶴田 剛）発言をお許しいただきましたので、自席から回答させていただきます。

ただいまの榎塚議員の御指摘のとおり、一昨日関係団体の総会のあいさつの中で、太田副議長の名前を出して不穏当な発言をし、太田副議長、また、

関係各位に多大な御迷惑をおかけいたしました。

この場をお借りしまして、おわびしたいと思います。

この件に関しては、市長からも厳しく叱責を受けております。今後このようなことがないように、十分注意してやっていきたいと思っております。

「二番」の声あり

○議長（西尾彦和） 太田議員。

○二番（太田好紀） たいま榎塚議員の方から動議が提出されて、今、消防長の方から答弁をいただいたわけですが、私は到底納得のできる状況ではございません。私が一般質問をして、当然消防長に対しての批判とか、また、そういうことは一切言っておりません。そのシステムに対してのことも言っただけでして、当然そのときも消防長に対して、「大変申し訳ない」という言葉を添えて一般質問をさせていただきましたけれども、私たちは市民から選ばれた代表であります。そういう形の中で、この本会議場で一般質問をして、そういうことを公式な場で、まして消防長がそういうことを言うことに対して大変憤りを感じております。

今、謝罪をしていただきました。また市長からも注意を受けたと。謝ったら済むという問題では、私はないと思います。到底私は許しがたいことで、私たち、これから一般質問するにおいて、発言の自由の原則に基づいて、こういうことになれば、これから一切質問を阻害される。まして消防長は行政経験の豊富な方だと。そして市長からは、この就任のときのあいさつの中にも素晴らしい人だと、こういうふうな発言もありました。もうまるっきり市長、選任したのが間違っていたのかなど。注意してそれで済むのだったら、何でも。まして消防長、あなたは元警察官でしょう。これで謝って済むのかなど。到底私は、今の消防長の答弁に対して納得できませんので、それだけ申し上げておきます。（「十七番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 黄木議員。

○十七番（黄木英夫） これは一般質問のことでございます。議運に関係しております。理事者側に申し上げますが、一般質問あるいは議案審議、この本会議場においてすべての審議というものは、最高の市民に対する情報機関であり、議決機関、重要な場所でございます。でありますから、これは重大な理事者側の責任があるわけでございます。

この一般質問については、皆さん御案内のように、議長の許可を得るまでには、議会運営委員会ですべて全部審議をいたします。そして、この一般質問を議長に許しを請うわけでございます。だから各質問者は、「議長の許可を得まして」と、こういう文言があるわけでございます。

でありますから、この一番重要な席で、これはどなたがここにおられましたも、これは議長の権限でございます。整理権、これによって運営される

わけでございますから、やはり今消防長がとられた、まあ、失礼ですが慣れてないと、この警察行政と議会の中というものはなはだ異なるところもございます。

私としましては、これは今謝罪をされました。今後このようなことがあってはならないわけでございますけれども、また、議会運営の上におきましてもいつまでもこれを引っ張るわけにはいかないわけでございます。ただ、これは任命権者が吉野市長でございます。でありますから、我々は消防長にどうこうする、解任する何はありません、議会は。市長から、これはどのような考えでおられるのかということ、本会議、ここで話しいただかなければ、これは前向いて進まないのではないかと、それをお聞きになって議長が判断されるべきだと、このように思います。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）先ほどの樫塚議員、太田議員、また、黄木議員の質問に答えさせていただきます。

最初、鶴田消防長が言いましたように、大変申し訳ないということでございます。私も任命権者といまして、大変申し訳なく思っております。誠に、申し訳ございませんでした。

私も一年たつて、皆さんにお叱りを受けることばかりでございます。消防長も今、なりたてというんですか、一生懸命共にこのまちで、また、広域行政の中でという心意気で来た。決して勇み足とは申せません。申し訳ないことは申し訳ないこと。二度と起らないことを、私、自分のように、ああ私も気をつけなければいけないと、今も思っておるわけでございます。何とぞ温かい目で見てください、皆様方の御指導を仰ぎながら頑張っていきたいと。そして、鶴田消防長もさらに頑張ってもらいたいと、そのように反省を十分しておるわけでございます。以上。

○議長（西尾彦和）昼食のため、休憩いたします。

なお、午後一時三十分から議員全員協議会を開催いたします。

午前十一時五十四分休憩に入る

午後四時四十分再開

○議長（西尾彦和）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

追加日程第一、同第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）同第四号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第四号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました御勢久右衛門委員が、平成十八年十一月十三日に死去されましたことにより、後任の委員の任命について同意を求めるものであります。

後任として、赤井 猛氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、人格も高潔で、教育及び文化においても深い見識があり、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解をいただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）今、提案されました赤井 猛氏御本人につきましては、問題ある方だとは感じておりませんが、御存じのように、提案され

ました吉野市長は平成十九年度五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項及び吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項の二つの事項をもって今、百条調査委員会が行われているわけでありまして、

したがいまして、まだ結果は出ておりませんので、市長の疑惑はまだ残っておりますので、吉野市長から提案されたこの方につきましては退席をさ

せていただきました。採決に当たりましては棄権をさせていただきたいと思っておりますので、議長におかれましてはよろしく取り計らいの方お願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（西尾彦和）次に追加日程第一、同第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）同第五号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま程いただきました同第五号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました田村幸子教育長が平成十九年五月三十一日をもって辞職されました。

その後任の委員の任命について、同意を求めるところであります。

後任として伊藤 中氏をお願いしようとするものであります。

同氏は人格も高潔で、特に教育指導におきましては精通されており、歴史、文化にも深く見識のある方です。また、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解いただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。――。

（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）ただいま市長から提案されました伊藤 中氏本人につきましては、問題のある方だとは感じておりませんが、先ほど申し上げましたように、今吉野市長は平成十九年度五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項及び吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項の二つの事項が、百条調査委員会におきまして調査されております。

まだ結果が出ておりませんので、市長の疑惑は残っておりますので、吉野市長から提案されましたこの方につきましても退席をさせていただきます。採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、議長におかれましてはよろしく取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（西尾彦和）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第九十八条の規定により、お手元に配付しております閉会中継続調査申出一覧表のとおり

り、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（西尾彦和）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は三十日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

○議長（西尾彦和）閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成二十年度五條市一般会計補正予算を始め多数の重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、円滑なる運営に御尽力、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際しましては、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。閉会のあいさつといたします。

ありがとうございます。

市長からごあいさつがございます。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成二十年第二回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

今議会に提出いたしました議案中一部を除きいずれも原案どおり可決、承認を得ましたことに、心からお礼を申し上げる次第でございます。

私が、市長に就任し一年が経過しましたが、その間提出いたしました教育長、教育委員の人事案件につきまして同意いただけなかったことは、私の思いと違うところであり、将来を担う子どもたちにとっては大変申し訳なく思っております。

しかしながら、私が提案いたしました二名の方につきましては、非常に立派な方と今でも思っております。

また、今議会に提案した議案中財政改革の一環とする職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正につきまして否決されましたことは、非常に残念であります。

本定例会中に議員各位からいただきました御意見、御提言を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のために御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

これから厳しい暑さを迎えるわけですが、議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意いただき、市民のため五條市のためにさらに御活躍賜りますことをお祈り申し上げ、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつに代える次第でございます。

誠にありがとうございました。

○議長（西尾彦和） これをもちまして、平成二十年第二回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後四時五十三分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 西尾彦和

署名議員 黄木英夫

署名議員 土井康嗣

署
名
議
員
榮
林
末
次